

倉田小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月 策定 （令和 8 年 1 月 改定）

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

いじめ防止対策推進法 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法では、いじめを見落とすことがないように、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童等の立場に立つことが必要です。

○いじめの基本的なとらえ

- ・ いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ・ 特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、学校全体で真剣に取り組む。
- ・ いじめのない社会実現に向け、学校は、行政機関、保護者、地域などと相互協力し、活動する。
- ・ 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

○いじめ防止基本方針の目的

- ・ いじめのない、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。

2. 組織の設置

いじめ防止に向けた組織として、「倉田小いじめ防止対策委員会」を設置する。

○「倉田小いじめ防止対策委員会」の構成

- ・ 校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、人権担当教諭、国際担当教諭、その他校長が必要とした教職員で構成する。
- ・ 緊急の際には、必要な職員で機動的に開催する。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの参加を求める。

○委員会の運営

- ・ 月 1 回定期的に開催する。
また、いじめの疑いがあったときは、直ちに「倉田小いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・ 校長等の責任者は、組織的に対応方針を決定し、記録を作成し、進捗管理する。

○委員会の活動内容

- ・ いじめ防止に向けた取り組みの企画運営を担う。
- ・ いじめ防止に向けた年間計画を作成する。
- ・ いじめについての相談や通報の窓口となる。
- ・ いじめ事案の対応に対し、中核となる。（情報の収集、記録、対応の役割分担等）
- ・ 重大事案に対しては、中核となり調査、報告を行う。

- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直しを行う。

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

○未然防止のための取り組み

- ・全教育活動において、人権教育の視点を意識した指導に取り組む。
- ・どの児童にもわかりやすい授業を心がけ、自己有用感の醸成に努める。
- ・道徳や特活を通し、望ましい人間関係の育成に努める。
- ・「横浜子ども会議」に取り組み、倉田っ子委員会を通じた、児童の主体的ないじめ防止の取り組みを支援する。
- ・インターネットを通じたいじめ防止のための、情報モラルを指導する。

○早期発見、早期対応のための取り組み

- ・児童との信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、Study-Navi の健康観察を活用する。
- ・定期的なアンケートを実施（5，6，11，12月）して、実態把握に努める。Y-Pアセスメントシートを実施し、支援検討会でアセスメントを行い、「子供の社会的スキル横浜プログラム」を年2回以上実施する。
- ・日常の教育相談と共に、定期的な教育相談を実施（6，12月）する。
- ・必要に応じ、スクールカウンセラーや関係諸機関（区役所・児童相談所等）を案内する。
- ・いじめ防止対策委員会やリスクマネジメント部会、打ち合わせ、児童理解研修で、気にかかる児童についての情報共有を密にする。
- ・研修を実施し、教職員のいじめ防止スキルアップに努める。

○いじめに対する措置

- ・いじめの発見や通報、疑いがあった場合には、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に対応する。
- ・対応にあたっては、当該児童を守り通すとともに、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で関係児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等児童の人格形成に主眼を置いた指導を行う。
- ・必要に応じ、教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係諸機関（児童相談所・警察等）と連携して対応にあたる。
- ・暴行や障害等の犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命または財産に重大な被害が生じると考えられる場合は、直ちに警察と連携する。

○いじめの解消

- ・少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。

② いじめを受けた児童等が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、解消に至っても、再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、加害児童及び被

害児童を、日常的に注意深く観察する。

○研修の実施

- ・いじめ防止に向けた研修を実施（年1回以上）する。
- ・児童理解研修を実施（年2回）する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」活用研修を実施（随時）する。

○「学校運営協議会」等の活用

- ・「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業（学家地連）」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

○活動年間計画

月	取り組み内容	
4月	基本方針の確認 年間計画の策定 役割分担	入学式 懇談会
5月	いじめ早期発見のためのアンケート 児童理解研修①	家庭訪問 学校運営協議会
6月	Y-Pアセスメント① 支援検討会 教育相談①	OSK① 学校説明会 学家地連
7月	いじめ防止研修	個人面談
8月	人権研修	横浜子ども会議
9月	「子どもの社会的スキル横浜プログラム」活用研修	懇談会
10月	児童理解研修②	運動会
11月	Y-Pアセスメント② 支援検討会 学校アンケート	OSK② 学校運営協議会
12月	いじめ解決一斉アンケート 教育相談② 人権週間取組	個人面談
1月	ネットトラブル講習会	入学説明会
2月	(学校生活アンケート③)	学校運営協議会
3月	活動の振り返り	OSK③ 懇談会 卒業式

4. 重大事態への対処

○重大事態の定義

- ・いじめ防止対策推進法28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

○発生の報告

- ・重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直し、学校基本方針を改訂し、改めて公表する。